三重県こども計画(仮称) 中間案

令和6(2024)年 12 月 三重県

目次

第	第1章	はじめ	かに・	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第1節	計画	画策定	の趣	旨	(経	緯)	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第2節	計画	画の位	置づ	け・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	2
	第3節	計画	画期間			•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• (3
	第4節	本語	計画に	おけ	る	「子	ども	5]	存	냨	亅	0	CC	E拿	轰•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	2章	子ども	うの現	状に	つし	١٢	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4	4
	第1節	子と	ごもを	取り	巻<	〈環	境の	り変	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• /	4
	第2節	子と	ごもの	権利	侵害	를、	困難	惟を	抱	え	る	子	ど	ŧ	の	増	加	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	1
	第3節	子と	ごもの	権利	に関	す	るエ	里解	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	7
	第4節	子育	育て家	庭の	現物	է •	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	8
第	第3章	計画の	りめざ	す姿	等·	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	• 2	(
	第1節	国(の子ど	も・	子育	₹T	施急	制に	関	す	る	動	ŧ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	(
	第2節	三重	重県の	子ど	も・	子	育で	て施	策	に	関	す	る	動	ŧ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	(
	第3節	i めこ	ざす姿			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 2	1
	第4節	計画	画推進	の原	則·	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	• 2	2
	第5節	施領	(存系	• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 2	3
	第6節	計画	画目標	• •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 2	6
第	54章	重点的	りな取	組・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	8
第	₹5章	子ども	5施策	全般	に係	Ŕる	取約	且・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 6	2
	第1節	i ラ/	イフス	テー	ジ別	IJの	取約	且・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	2
	第2節	i ラ/	イフス	テー	ジを	E通	じナ	こ取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	Ę
	第3節	子育	うて家	庭へ	のせ	泛援	に関	関す	る	取	組	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 6	ç
第	66章	計画を	を推進	する	ため	りに	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	• 7	(
	第1節	i 庁P	内外の	連携	の研	餱保	: • ·		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7	(
	第2節	う 子と	ごもの	意見	反明		•		•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 7	(
	第3節	計画	画の進	行管	理・	•			•	•	•		•	•			•	•			•	•	•	•	•	•	• 7	(

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨(経緯)

近年、人口減少の進行、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、不登校の増加に加え、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。

こうした中、国において、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こども基本法では、こども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定することが努力義務として規定されています。

また、本県では、子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に資することを目的とし、令和7年3月に三重県子ども条例(以下「子ども条例」という。)を改定(令和7年2月会議に提出予定)したところであり、子ども条例において、県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画を定めることとしています。

本計画は、こども基本法及び子ども条例に基づき、子どもや若者の多様な意見を踏まえ、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざし、本県の子ども施策について定めるものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 1 項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例第 18 条第 1 項(令和 7 年 2 月会議に提出予定)に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

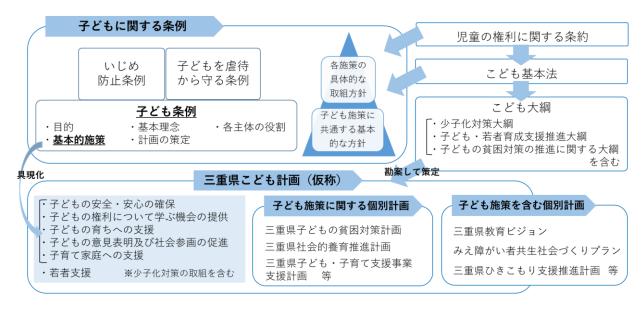
各法令に基づく以下の計画と一体のものとして策定するとともに、その他の子ども施策に係る個別計画の内容を盛り込むことで、本県の子ども施策全般について、主要な取組内容や目標を定める計画とします。

<本計画と一体のものとして策定する計画>

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定される都道府県子ども・若者計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画
- ・ 少子化社会対策計画(少子化社会対策基本法に規定される地方公共団体が行 う基本的施策を整理したもの)

<本計画に内容を盛り込む個別計画>

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県計 画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画
- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 健やか親子いきいきプランみえ(母子保健計画)
- ・ 社会的養育推進計画 など



「三重県こども計画(仮称)」と法令等との関係

第3節 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。

第4節 本計画における「子ども」「若者」の定義

・子ども

18 歳未満の者をいい、18 歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む

- ⇒①18歳に達した高校生等
 - ②<u>法令</u>により、18 歳未満の者と同様の措置・支援が可能とされた者 例) 児童福祉法:児童自立生活援助、障害児の施設入所

・若者

青年期(施策によりポスト青年期を含む)の者

乳幼児期 _{義務教育に達するまで} 0~5歳	学童期 ^{小学生} 6~12歳	思春期 中学生、高校生 13~18歳未満	青年期 18~30歳未満	ポスト青年期 ~40歳未満	
	子ども				

若者

第2章 子どもの現状について

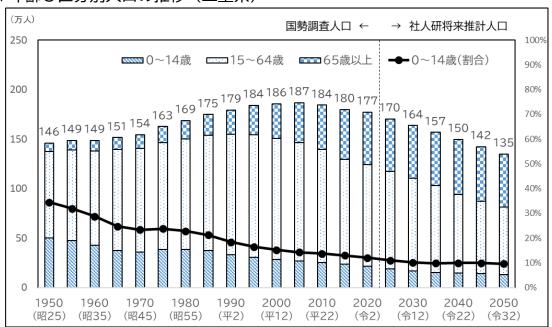
第1節 子どもを取り巻く環境の変化

(1)人口減少の進行

人口減少の進行により、令和2(2020)年に約 177 万人であった本県の人口は、令和 32(2050)年には約 135 万人と約4分の3になる見込みです。こうした状況が進めば、商業施設や地域公共交通といった身近な施設やサービスが縮小することや、地域コミュニティ活動の担い手が不足することで地域行事が縮小し、住民同士の交流が滞ることなどが想定されます。

子どもにとっては、地域社会で様々な人と関わる機会や体験機会、多様な価値 観に触れる機会の減少につながることが懸念されます。

▼年齢3区分別人口の推移(三重県)

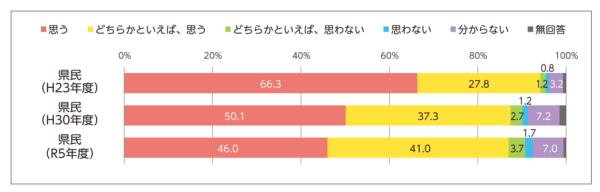


出典:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)

(2) 子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合の減少

令和5年度に実施したアンケート調査で、子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うかについて、「思う」または「どちらかといえば、思う」と肯定的に答えた県民の割合は87.0%です。「思う」の割合は減少傾向にあり、子ども条例を制定した平成23年度より20.3ポイント減少しています。

▼子どもの育ちを見守り、応援したいと思うか。(県民調査)(三重県)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

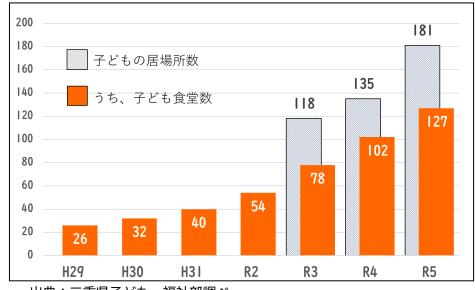
(3) 新たな地域コミュニティの拡大

子ども食堂やフードパントリー、子ども向け体験、学習支援教室、相談場所や 地域交流の場など、家でも学校でもない、子どもが気軽に集える場所「子どもの 居場所」が増えています。

タごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)を「利用したことがある」小学生の割合は、貧困線未満の世帯では 15.4%となっており、他の世帯より高くなっています。また、「利用したことはない・あれば利用したいと思う」の割合は、等価世帯収入の水準に関わらず3割以上となっています。

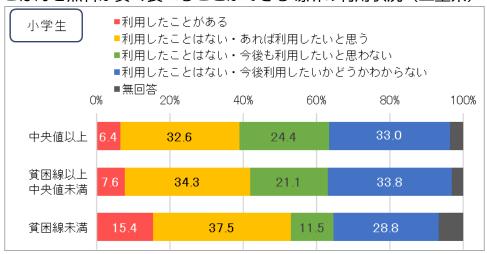
貧困線未満の世帯の子どもについて、勉強を無料でみてくれる場所を「利用したことがある」または「利用したことはない・あれば利用したいと思う」と答えた割合は、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて高くなっており、高校生では過半数を占めています。

▼「子どもの居場所」数の推移(三重県)



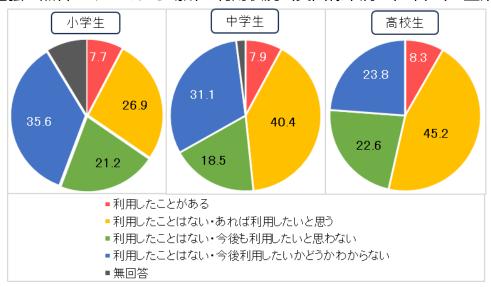
出典:三重県子ども・福祉部調べ

▼夕ごはんを無料か安く食べることができる場所の利用状況(三重県)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

▼勉強を無料でみてくれる場所の利用状況(貧困線未満の世帯)(三重県)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

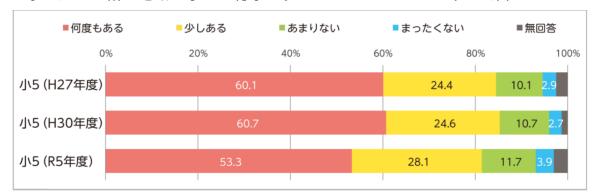
<「みえの子ども白書 2024」における等価世帯収入による分類>

- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値(階級の真ん中の値)をその世帯の収入の値とする。(例えば、「50~100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。)
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

(4) 小学生の地域行事への参加経験の減少、地域への関心の低下

家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがある小学生は、コロナ禍を境に減少しています。また、住んでいる地域で取り組んでみたいことについて、「特にしたいことはない」と答えた小学生の割合が増加しています。

▼家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか(三重県)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

▼「住んでいる地域で取り組んでみたいこと(複数回答)」の推移(三重県)

	,	小学 5 年生	≣	(中学2年生	Ē	ì	<u> </u>	
	H23年度	H30年度	R 5年度	H23年度	H30年度	R 5年度	H23年度	H30年度	R 5年度
地域の歴史や文化について勉強 する	16.0	③ 25.8	16.9	12.3	14.8	13.7	8.2	9.2	12.5
農業、漁業、伝統工芸など、地 域の産業を体験する	② 24.0	② 29.4	③ 17.5	11.6	16.5	13.7	7.1	9.2	12.9
地域の大人と意見交換などをする	4.9	6.7	4.2	3.1	6.1	4.9	4.8	5.3	6.7
地域の行事を計画する	14.1	20.1	12.8	7.6	18.0	13.3	7.3	11.0	14.9
地域のスポーツクラブやサーク ルで活動する	21.3	325.8	13.9	② 16.5	3 22.2	③ 16.2	② 19.1	② 21.6	3 18.7
お年寄りと昔遊びなどで交流す る	22.4	22.9	12.0	6.0	10.6	8.3	7.5	6.2	6.6
異なる年齢の子どもと一緒に遊 んだり、活動したりする	① 30.3	① 36.7	2 22.2	③ 15.3	② 26.5	② 21.2	③ 15.0	③ 18.7	② 23.1
町の美化活動をする	9.4	19.4	15.9	9.2	14.9	13.6	10.4	14.5	15.2
防災活動など地域の安全を守る ための活動をする	14.4	20.0	13.5	6.3	12.3	9.0	4.7	8.9	9.9
いろいろな国の人と交流する	18.2	24.4	13.8	8.8	17.3	10.7	9.4	11.3	14.5
その他	1.3	3.4	1.2	1.2	1.3	0.8	1.1	1.4	0.8
特にしたいことはない	3 23.2	20.8	① 36.3	① 43.0	① 37.2	① 42.6	① 41.7	① 39.8	① 38.2
無回答	6.7	2.3	3.4	8.2	3.0	3.3	9.1	2.8	1.8

出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

(5) インターネット利用の若年化

▼インターネットの利用状況の推移(全国)

ここ数年で小学生のインターネット利用率が上昇し、ほぼ全ての小学生がイン ターネットを利用している状況です。スマートフォンやGIGA端末の利用が進 んでいることがその要因と考えられます。

…●… スマートフォン (計) •••*****•• 自宅用パソコン ・タブレット •••▲•• G I G A 端末 -▲- タブレット(計) 97.5 99 99.2 99.1 98.9 98.6 96 97.4 90.5 86.3 97.1 98 86.6 86.3 80.8 79.3

--*- パソコン(計) 99.6 98.9 98.1 97.3 70 64.7 •59.5 50.4 52.4 ...ж....ж 49.7 49.4 46.4 46.8 42.8 39.6 27.7 27.1 24.5 19.1 30.6 中学生 高校生 小学生 R 2 R 2 R元 R 3 R 4 R 5 R元 R 3 R 4 R 5 R元 R 3 R 4 R 5

出典:こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

〈GIGA端末〉

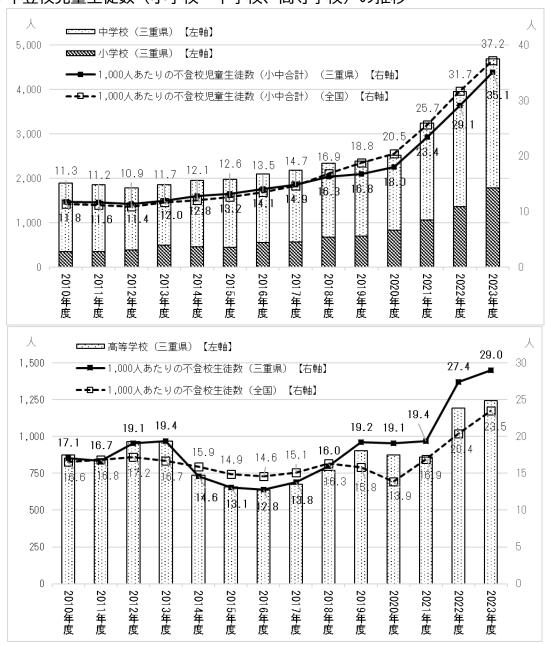
文部科学省が推進するGIGAスクール構想(児童・生徒の1人1台端末と、高速大容 量の通信ネットワークを一体的に整備する構想)において、学校から配布・指定されたパ ソコンやタブレット等

(6) 不登校の増加

2023 年度の児童生徒 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は、小中学校で 35.1 人であり、10年連続で増加しています。また、高校では29.0人であり、2019年 度から 2021 年度にかけてはほぼ横ばいでしたが、2022 年度以降は大幅に増加し ています。

子どもたちが学校に行きたくないと感じるときは、「何となくやる気を感じな かったり、気持ちに不安があったりするとき」が最も多く、小学生、中学生、高 校生と上がるにつれて、その割合が高くなっています。

▼不登校児童生徒数(小学校・中学校、高等学校)の推移



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

▼学校に行きたくないと感じることがあるとき(上位3つ)(三重県)

(%)

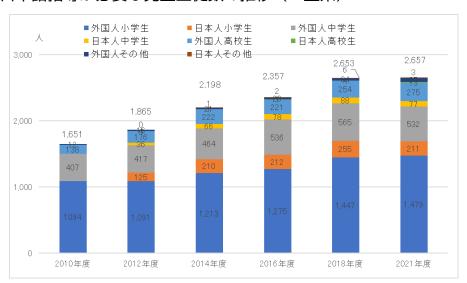
	小学5年生		中学2年生	高校2年生			
1位	何となくやる気を感じなかったり、気持ちに不安があったりするとき	25.7	何となくやる気を感じなかった り、気持ちに不安があったりす るとき		何となくやる気を感じなかった り、気持ちに不安があったりす るとき	45.0	
2位	友人やクラスメイトから嫌なこと をされたとき	10.4	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で 友人関係に不安があるとき	16.3	「友人やクラスメイトから嫌なことをされたとき」以外の理由で 友人関係に不安があるとき	16.9	
3位	授業が分からないとき	9.6	授業が分からないとき	11.9	授業が分からないとき	12.8	
	学校に行きたくないと感じること はない	45.7	学校に行きたくないと感じること はない	34.3	学校に行きたくないと感じること はない	29.4	

出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

(7)日本語指導が必要な子どもの増加

2021 年度の日本語指導が必要な児童生徒数は 2,657 人で、増加傾向です。そ のうち、外国人小学生が1,479人で過半数を占めています。

▼日本語指導が必要な児童生徒数の推移(三重県)



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

(8) 通級による指導を受けている子どもの増加

2023 年度の公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数は 1301人、設置教室数は111となり、いずれも増加傾向です。

▼公立小中学校における通級による指導を受けている児童生徒数と設置教室数の 推移(三重県)



出典:三重県教育委員会

第2節 子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加

(1) 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2022 年度に 2,408 件で過去最 多となり、2023 年度も 2,162 件(速報値)と高止まりの状況が続いています。

▼児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移(更新予定)

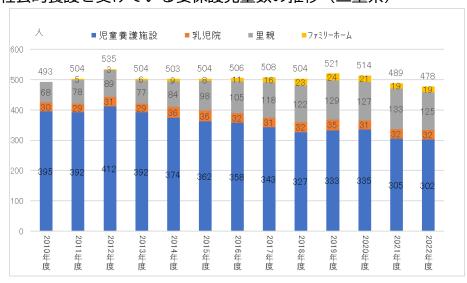


出典:厚生労働省「福祉行政報告例」

(2) 社会的養護

社会的養護を受けている要保護児童数は、2011 年度以降 500 人台で推移していましたが、2021 年度以降は 500 人を下回っています。

▼社会的養護を受けている要保護児童数の推移(三重県)

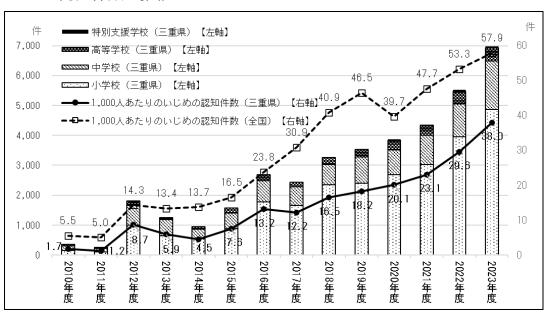


出典:厚生労働省「福祉行政報告例」

(3) いじめ

2023 年度のいじめの認知件数は小学校が 4,862 件、中学校が 1,622 件、高等学校が 436 件、特別支援学校が 51 件となり、いずれも前年より増加して過去最多となっています。また、1,000 人あたりの認知件数は 38.0 件で、増加が続いています。全国と比較すると、19.9 件少なくなっています。

▼いじめの認知件数の推移

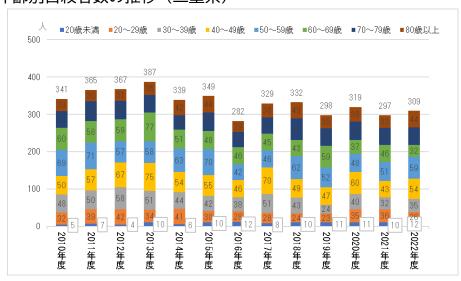


出典:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」 (2015 年度以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(旧調査名))

(4) 自殺

少子化の進行により子どもの数が減少する中、20歳未満の自殺者数は2013年 度以降、10人前後で推移しています。

▼年齢別自殺者数の推移(三重県)

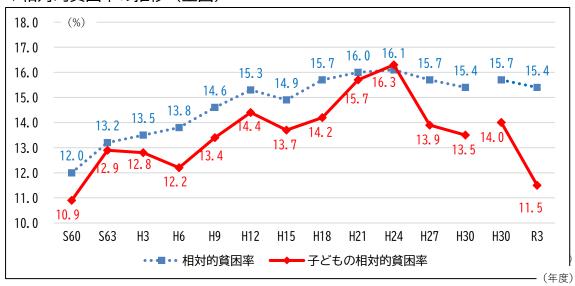


出典:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5)子どもの貧困

令和4(2022)年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査から2.5ポイント低下しているものの、おおよそ9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況にあります。

▼相対的貧困率の推移(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

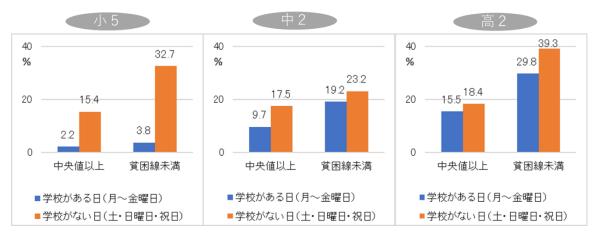
「国民基礎調査」における<相対的貧困率>と<子どもの相対的貧困率>

- <相対的貧困率>一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合
- ※貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたい わゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額
- <子どもの相対的貧困率>17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合
- ※「新基準」は、平成 27 (2015) 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出。

(6) 貧困が子どもたちの学習、進学に与える影響

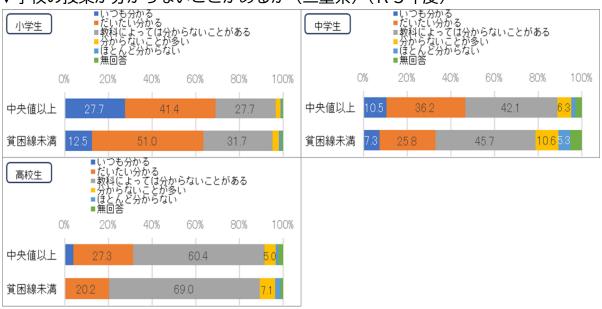
等価世帯収入の水準が低い世帯の子どもは、1日あたりの勉強時間が少なく、 学校の授業が分かる割合も低くなっています。また、将来の進学希望について、 「大学またはそれ以上」を希望する割合が、子ども、保護者ともに低くなって います。

▼学校の授業以外の1日当たりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合(三重県)(R5年度)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

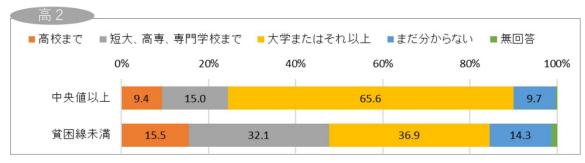
▼学校の授業が分からないことがあるか(三重県)(R5年度)

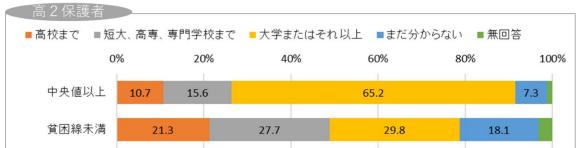


出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

- <「みえの子ども白書2024」における等価世帯収入による分類>
- ・ 年間収入に関する回答の各選択肢の階級値(階級の真ん中の値)をその世帯の収入の値とする。(例えば、「50~100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする。)
- ・ 上記の値を、同居家族の人数の平方根で除す。
- ・ 上記の方法で算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、さらに、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つの層に分類している。

▼将来、どの段階まで進学したいか(三重県)(R5年度)





出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

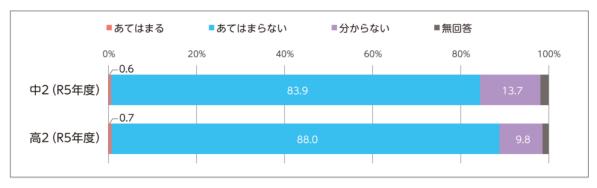
(7) ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをヤングケアラーと言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに 1%未満となっています。

なお、全国の中学生、高校生を対象に行われた調査(令和2年度)によると、 自身がヤングケアラーに「あてはまる」と答えた中学生は1.8%、全日制高校 生は2.3%、定時制高校生は4.6%となっています。

▼自身がヤングケアラーにあてはまると思うか(三重県)

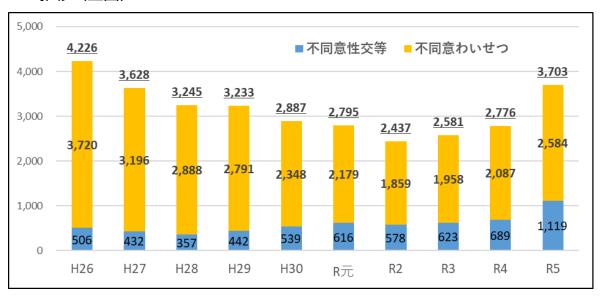


出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

(8) 子どもが被害者となる性犯罪

少年(20 歳未満)が主たる被害者となる性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)の認知件数は減少傾向でしたが、令和3年から増加に転じ、令和5年は3,703件となっています。

▼少年が主たる被害者となる性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)の認知件数 の推移(全国)



出典:警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」等

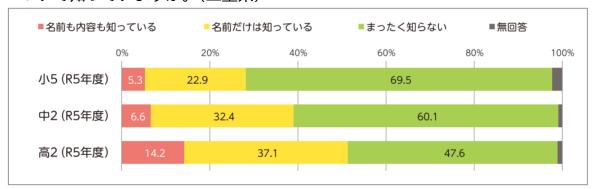
※令和5年7月に刑法の一部が改正され、罪名が「強制性交等、強制わいせつ」から「不同意性 交等、不同意わいせつ」に変わるとともに、構成要件が改められています。

第3節 子どもの権利に関する理解

(1) 子ども

こどもの権利条約の4つの柱(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)について、内容を知っているこどもの割合は小中学生で6%前後、高校生でも14%と低い状況です。

▼子どもの4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)に ついて知っていますか。(三重県)



出典:三重県「みえの子ども白書 2024」

(2) 大人

「三重県子ども条例」について、内容を知っている大人の割合は 4.4%と極めて低い状況です。

▼「三重県子ども条例」のことを知っていますか。(三重県)(R6年度)



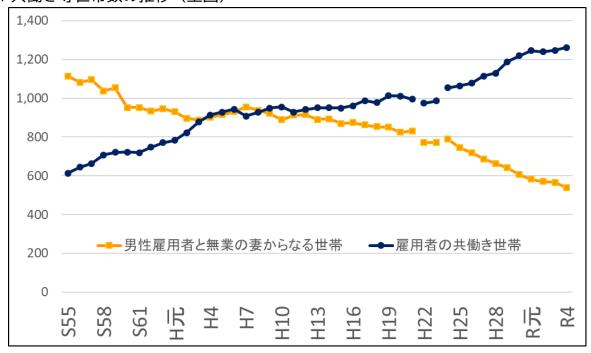
出典:令和6年度三重県 e-モニターアンケート

第4節 子育て家庭の現状

(1) 共働き世帯の増加

全国の共働き世帯数は、「雇用者の共働き世帯」が増加し、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」は減少しています。子どものいる世帯においても、夫婦ともに仕事をしながら子育てをすることが一般的になっている状況が窺え、両立を支援する取組が必要です。

▼共働き等世帯数の推移(全国)



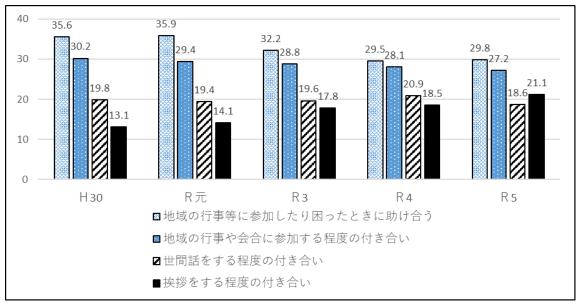
出典:厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。2018 年以降は、就業状態の分類 区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
 - 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 - 3. 平成22年及び平成23年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(2) 地域における人と人とのつながりの希薄化

地域における望ましい付き合いの程度について、「地域の行事等に参加したり困った時に助け合う」と回答する人が減少し、「挨拶する程度の付き合い」と回答する人が増加しています。地域における支え合いや、人と人とのつながりを求める人が少なくなっていることで、子育て世帯の孤立化が進んでいることが懸念されます。

▼望ましい地域での付き合いの程度(全国)

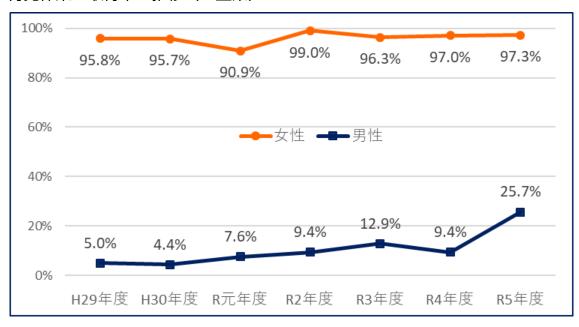


出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」

(3) 男性の育児参画の状況

男性の育児休業の取得状況については、令和4年度から5年度にかけて大き く上昇したものの、女性の取得率に比べるとまだまだ低い状況です。

▼育児休業の取得率の推移(三重県)



出典:三重県雇用経済部「三重県内事業所労働条件等実態調査」

第3章 計画のめざす姿等

第1節 国の子ども・子育て施策に関する動き

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されるとともに、令和5年12月22日に政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねるとともに、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することとしています。

また、こども基本法第 10 条第 1 項では、都道府県は、「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」を定めることが努力義務とされています。

第2節 三重県の子ども・子育て施策に関する動き

(1)子ども条例の制定、改正

三重県では平成20年4月にこども局を設置し、以前から取り組んできた「子育て支援」に加え、子ども自身の力を伸ばし健やかな育ちを支える「子育ち支援」を基本的な視点に加え、子ども施策を総合的に推進してきました。

この「子育ち支援」の考え方に基づき、子どもたちの力を伸ばそう、支えようという思いを社会全体で共有し、子育ちを支援する地域社会に向かうため、平成23年4月に三重県子ども条例を制定しました。

三重県子ども条例の施行から 10 年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、自殺、不登校の増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

令和5年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査では、子どもの意見を大人が聴いてくれるかどうか、子どもがほっとする場所の有無、幼少期の体験機会が自己肯定感と関係していること、世帯の収入状況で子どもの勉強時間や将来の進学希望に差があること、共働き世帯が増加する中で地域のつながりが希薄化し、保護者の孤立感が増加していることなどが明らかになっています。

このため、次の4つの視点に基づき、条例改正(令和7年2月会議に提出予定)を行ったところです(令和7年4月1日施行)。

【改正の視点】

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を実施する

(2) 子ども・子育て施策に係る計画の策定

三重県では、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため、令和2年3月に「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」(令和2年度~令和6年度)を策定し、ライフステージに応じた取組を行ってきました。

国において、こども基本法の施行、こども大綱の策定、こども大綱を勘案した「都道府県こども計画」策定の努力義務化が行われ、三重県においても、子どもの権利を正面から捉えた子ども条例の改正を行ったことをふまえ、「子どもスマイルプラン」に代わる新たな子ども・子育て施策に係る計画として、本計画を策定しました。

策定にあたっては、子ども条例で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視するとともに、こども大綱を勘案し、子ども条例の対象には含まれない「若者」に対する取組を加えて整理しています。

第3節 めざす姿

すべての子どもが豊かに育ち、 将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重

本計画では、「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

- ・「すべての子どもが豊かに育ち」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」とは、子どもから若者 へ、そして自立した大人に成長する過程で、人格形成の基礎を築き、自由で多 様な選択により自分の可能性を広げることができ、将来に見通しを持ちながら 自分らしく社会生活を送ることができている状況を表しています。

第4節 計画推進の原則

めざす姿の実現に向けて、さまざまな分野において施策を展開するにあたり、 その取組の基礎となる考え方や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1)子どもの最善の利益を考慮する

・子どもを権利の主体としてとらえ、その権利を保障し、最善の利益を考慮し ます。

(2)子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める

・子どもには、自分に直接関係のあることに自由に意見を表明する権利があります。子どもが、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、対話しながら意見形成を支援し、その意見を尊重して施策を進めていきます。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援し、すべての子どもの健やかな成長 を支える

・子どもは、乳幼児期から学童期、思春期におけるさまざまな学びや体験を通じて育ち、若者として社会生活を送るようになり、自立した社会生活を送るおとなへと成長します。こうした成長の過程は、その置かれた環境に依存して人によりさまざまであり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。それぞれの子ども・若者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行い、健やかな成長を支えます。

(4)子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援する

- ・子どもの権利を守り、子どもの豊かな育ちを支えるうえで、保護者は重要な 役割を果たしています。仕事との両立や経済的な負担などにより、保護者が 過度な不安や負担を感じることなく、子どもと向き合うゆとりを持ちながら 子育てできるよう支援します。
- ・子ども条例では、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体 及び県民は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとし、県は、これ らの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとしています。

(5) 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

・結婚や妊娠、出産を含めた生き方については、個人の自由な意思決定に基づ くものであり、家族のあり方も多様化しています。さまざまな考え方や価値 観を尊重することを大前提として、取組を進めます。

第5節 施策体系

(1) 重点的な取組

めざす姿の実現に向けて、次のとおり6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

基本的施策【子ども条例の条項】	重点的な取組
(1)子どもの安全・安心の確保	1 子どもの権利侵害への対応
【第 11 条】	2 子どもを取り巻くリスクへの対応
(2)子どもの権利について学ぶ 機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上
	4 多様な学びの支援と居場所・体験 機会の充実
(3)子どもの育ちへの支援	5 貧困など困難な環境にある 子ども・家庭への支援
【第 13 条】	6 社会的養育の推進
	7 特別な支援や配慮が必要な子ども への支援
(4)子どもの意見表明及び社会 参画の促進【第14条】	8 子どもの意見表明及び社会参画の 促進
(5)子育て家庭への支援	9 妊娠から出産・子育てまでの 切れ目ない支援
【第 15 条】	10 幼児教育・保育、放課後児童対策 の推進
(6)若者支援	11 若者への支援

- ※基本的施策(1) \sim (5)は、子ども条例で規定している「基本的施策」に対応しています。
- ※基本的施策(6)は、めざす姿の「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」 に対応しており、子どもから自立した大人に成長する過程である青年期において、固有 の課題に対して支援を行うものです。

子ども条例

(子どもの安全・安心の確保)

- 第十一条 県は、虐待、いじめその他の権利侵害(ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。)から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。
- 2 県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、 その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとす る。
- 3 子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

(子どもの権利について学ぶ機会の提供)

第十二条 県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども 自身が学ぶ機会を提供するものとする。

(子どもの育ちへの支援)

- 第十三条 県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで 健やかに育つことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。
- 一 子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援
- 二 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- 三 子どもの多様な学び、遊び、及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援
- 四 子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援
- 2 県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその 他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その生活を保障される よう必要な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明及び社会参画の促進)

- 第十四条 県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を 表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、 環境の整備を図るものとする。
- 2 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明できるよう努めるものとする。
- 3 県は、子どもが社会の一員として尊重され、その年齢及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子育て家庭への支援)

第十五条 県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

(2)子ども施策全般に係る取組

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、次のとおり「ライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」、「子育て当事者への支援に関する取組」の3つの視点で整理し、子ども施策の全体像を示しています。

なお、本計画の重点的な取組に含まれていない各取組の進行管理については個別計画で行います。

子ども施策の全体像

①ライフステージ別の取組

子どもの誕生前から幼児期まで

学童期・ 思春期 青年期 (若者) ③子育て当事者への 支援に関する取組 /

②ライフステージを通じた取組

- ・子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・子どもへの切れ目のない保健・医療の提供
- ・子どもの貧困対策
- ・障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

第6節 計画目標

取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルを回すため、以下のような目標等を設定します。

(1)総合目標

計画のめざす姿である「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」について、達成度合いを測るものとして「総合目標」を設定します。

総合目標の項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)	項目の説明					
「生活に満足してい	(R5:	70.0%	「最近の生活満足度」を 0~10 点で					
る」と思う子どもの割	65.2%)		回答してもらい、7点以上と回答し					
合			た子どもの割合					
「自分の将来につい	(R5:	80.0%	自分の将来について、「希望がある」					
て希望がある」と思う	79.4%)		「どちらかといえば希望がある」と					
子どもの割合			回答した子どもの割合					
「子ども施策につい	(R5:	70.0%	県が行う子どものための取組につ					
て自分の意見を聴か	25.6%)		いて、自分の意見が聴かれていると					
れている」と思う子ど			思うかとの問いに「そう思う」「ど					
もの割合			ちらかといえばそう思う」と回答し					
			た子どもの割合					
「自分が好きだ」と思	(R5:	70.0%	自分が好きかとの問いに「そう思					
う子どもの割合	68.1%)		う」「どちらかといえばそう思う」					
			と回答した子どもの割合					

※現状値は、令和6年度キッズ・モニターアンケート結果(調査中)による

(2) 重点目標

「重点的な取組」の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

(例)「重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応」の重点目標

重点目標の項目	現状値(令和6年 度)	目標値(令和11年度)
インターネットの適正利用のた	(R5:30回)	(検討中)
めの啓発活動回数(講座、スマ		
イルワーク、啓発イベント等)		

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないもの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

第4章 重点的な取組

重点的な取組1 子どもの権利侵害への対応

<5年後のめざす姿>

子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応ができる体制づくりが進むと ともに、子どもが相談しやすい環境や権利救済の仕組みが整備されています。

<現状と課題>

(児童虐待対策)

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成 30 年度以降 2,000 件を超える高い水準で推移し、令和 5 年度(速報値)は 2,162 件となっています。

また、令和4年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等が義務化されたとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

今後は、令和5年度の児童の死亡事案を鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」、「関係機関との連携」、「人材育成(研修)」を柱として、再発防止に取り組んでいく必要があります。

(いじめ対策)

令和5年度のいじめの認知件数は小学校が4,862件、中学校が1,622件、高等学校が436件、特別支援学校が51件となり、いずれも前年より増加して過去最多となっています。また、1,000人あたりの認知件数は38.0件で、6年連続で増加しています。全国と比較すると、19.9件少なくなっています。

また、令和5年度に認知したいじめのうち、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。」であったものは、小学校が108件、中学校が138件、高等学校が52件、特別支援学校が12件となり、前年度と比較すると、中学校と高等学校で減少しましたが、小学校と特別支援学校は増加しています。

パソコンやタブレット、スマートフォン等の活用が広がるとともに、インターネットに関わるさまざまなトラブルも増加しているなか、インターネット上のいじめやトラブルから子どもたちを守るため、被害を未然に防止するための取組が必要です。

(自殺対策)

こどもを取り巻く状況を見ると、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、友人関係を始めとした様々な人間関係に変化が生じました。そのような

中で、令和4年には、全国の小中高生の自殺者数が514人と過去最多となりました。 子どもは、抱えた問題の解決策を見出せずに困っていても、地域の相談機関を知らなかったり、自発的に周囲の人に相談できなかったりする可能性があります。より相談しやすいようSNS等のコミュニケーション手段を活用した相談体制の充実が求められます。

困った時には周囲に相談する、互いに支え合うという教育や啓発が重要であり、 悩みや課題を一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりが必要です。

(体罰・不適切な言動の防止)

公立小中学校・義務教育学校、県立学校において、令和5年度の体罰による懲戒処分等の件数は4件となり、前年度よりも1件減少したものの、体罰の根絶には至っていない状況にあります。

不適切な言動の防止を図るため、令和6年7月に懲戒処分の指針を一部改正し、 不適切な言動に係る標準例を明記しました。

県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、体罰および不適切な言動の根絶をめ ざして取組を推進する必要があります。

(不適切保育の防止)

県内の多くの保育所等で子どもの健やかな成長を支援する保育が実施されている一方、一部の保育所等で保育士による不適切保育事案が発生しています。

子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、不適切保育はあってはならず、保育士等の資質向上や不適切保育が発生しない職場環境づくりを推進することで、不適切保育の発生を防止するする必要があります。

(子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み)

子どもの権利侵害事例が発生している中、改正前子ども条例では、権利侵害に対応する県の施策や救済措置が規定されていませんでした。

子ども条例において、子どもの権利が侵害された場合に救済を図るための体制の 整備等の必要な措置を講ずることを規定しました。

令和6年度中に、こども家庭庁において、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究が行われる予定であるため、その結果も参考としつつ、速やかに検討を進める必要があります。

<主な取組>

(児童虐待対策)【児童相談支援課】

- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員確保など に対応します。
- ・児童相談所職員の人材育成や専門性強化のため、令和6年度に策定する「三重県 児童相談所職員人材育成計画」に基づき、体系的な研修を実施します。
- ・児童福祉法の改正による一時保護に係る司法審査制度の導入に対応するため、法

的対応指導員(弁護士)を増員し、各児童相談所職員への法的な助言等を行います。

- ・「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(令和6年内閣府令)に基づき制定する「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」に対応するための体制を整備するとともに、一時保護児童の登校支援や、児童相談所に併設する一時保護所の外部評価等を実施します。
- ・児童相談所一時保護施設や児童養護施設等に子どもの権利擁護や意見表明等を支援するアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明をできる機会を確保します。また、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、制度の正しい理解に向けた児童相談所や児童養護施設等職員への研修等を含め、子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めます。
- ・市町要保護児童対策地域協議会に対し情報共有体制等について、確認、助言等を 行う市町支援コーディネーターを配置し、市町との連携強化を図ります。
- ・市町と継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。
- ・「こども家庭センター」の設置促進のため、体制構築やマネジメント力の向上に つながる研修等を拡充し、市町の対応力の強化に向けた支援を行います。
- ・親子関係の再構築に取り組むため、保護者支援プログラムを活用し、児童相談所 や市町、施設等の職員の人材育成に向けた研修等を拡充するとともに、保護者支援 に取り組み、児童虐待の未然防止・再発防止を図ります。

(いじめ対策)【教育委員会】

- ・小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動に つなげられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、すべての小学校で いじめ予防授業を実施します。
- ・いじめ対応情報管理システムを活用し、学校が認知したいじめに係る情報を学校 と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応 します。
- ・児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と県立学校に配置します。
- ・保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行います。また、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。
- ・スクールカウンセラーを各学校および教育支援センターに配置し、いじめの被害 にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談 や心のケアに対応します。
- ・スクールソーシャルワーカーによる支援の充実を図り、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめや人権侵害、不適切画像投稿等のインターネットトラブルから子どもたち を守るため、ネットパトロールを実施します。

(自殺対策)

【医療保健部】

- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、こころの健康問題に対する正しい 知識の普及や支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・児童・生徒の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に 派遣します。
- ・令和3年度から開始したSNS相談については、相談件数が増えているため、回線を増やして対応し、子どもが相談につながるよう、SNS上の広告においても周知を図ります。

【教育委員会】

・子どもが身近な大人にSOSを出す力を身に付けることや、教職員や保護者が子どもの些細なサインに気づき、受け止め、支援できる力を身に付けることができるよう、県教育委員会が作成した動画教材を活用し、学校での自死予防の取組を推進します。

(体罰・不適切な言動の防止)【教育委員会】

- ・教職員による体罰等の早期発見・対応のため、「体罰に関する電話相談」窓口を設置し、相談を受け付けます。
- ・体罰に関するアンケート等を定期的に実施し、実態を把握したうえで、体罰および不適切な言動の根絶をめざします。
- ・体罰および不適切な言動にかかる研修動画を作成し、教職員一人ひとりが体罰等 の定義、体罰等が児童生徒に与える影響について改めて考え直す機会を設けます。
- ・実際に起こった事例を参考に、体罰、不適切な言動に関する事例シートを作成し、 教員向けコンプライアンス・ハンドブックの研修の題材とします。
- ・教員のコンプライアンス意識の向上に係る研修として、体罰等の防止に向けた研 修を実施しています。

(不適切保育の防止) 【子どもの育ち支援課】

- ・不適切保育の発生を防止するため、保育士等を対象した人権保育研修やグループ ワークを組み合わせた研修を実施することで、保育士等の資質向上を図ります。
- ・保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行うことで、不適切保育が発生しない職場づくりを推進します。

(子どもからの相談への対応)【少子化対策課】

・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身が解決に向かうよう支えるとともに、専門的な対応が必要な案件については、児童相談所や教育委員会などの関係機関につなげます。

(子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み) 【少子化対策課】

・子どもの権利が侵害された場合に、子どもの最善の利益を第一に救済を図ることができる体制について、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談 救済機関の事例に関する調査結果をふまえながら、検討を行った上で整備します。

<重点目標>

- ○こども家庭センターの設置市町数
- ○いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合

<モニタリング指標>

- ○体罰の発生数 (懲戒処分を行ったもの)
- ○子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」の相談件数

重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応

<5年後のめざす姿>

学校・家庭・地域・関係機関との連携・協働のもと、子どもをリスクから守る取 組が進んでいます。

また、子ども自身が身近に起こりうる問題として捉え、自ら危険を予測し回避する力を身に付ける機会が充実しています。

<現状と課題>

(インターネットに関わるリスクへの対応)

「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、インターネットを利用している割合については低年齢でも多くの子どもが利用しており、小学校低学年でも9割を超えています。また、インターネットを1日3時間以上利用する割合は、小学生で5割程度となっています。

スマートフォンの普及等で子どもたちが容易にインターネットに接続できるようになり、インターネットの利用を通じたトラブルに巻き込まれる危険性も増加しています。子どもたちの情報モラルの向上も含めて、インターネットの適正利用に係る啓発が必要です。

(性犯罪・性暴力対策)

国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の策定を受け、 県では、年齢に応じた啓発チラシの作成・配布など、子どもの性被害防止のための 啓発を進めているところです。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。弱い立場に置かれた子どもの性被害が後を絶たず、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

また、こうした現状をふまえ、性犯罪・性暴力の根絶をめざし、新たな条例の制 定を検討しています。

(通学路等の安全確保)

通学路等で、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、不審者による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶たない状況が続いています。子どもたちが将来にわたって事故や事件の当事者とならないよう、地域社会全体で子どもたちを守る取組を進めるとともに、子どもたちが自ら危険を予測し、回避する力を身につけるための安全教育を充実させる必要があります。

(防災対策)

南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害から子どもたちが自分の命を守る力を身につけるため、学校における防災

教育を効果的に推進するとともに、学校と家庭・地域が協働して、災害時に子どもたちが発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を育成する必要があります。

<主な取組>

(インターネットに関わるリスクへの対応)

【少子化対策課】

・自画撮り被害防止やフィルタリングサービスの利用、インターネット機器の使用 に関するルール作り等について、出前講座の開催やスマイルワークの活用による県 民への啓発を進めます。

【教育委員会】

- ・各教科の授業で、子どもたちの発達段階に応じて、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルや SNS の正しい利用についての学習を進めます。
- ・文部科学省や警察等の関係機関から提供される教材や講座の周知を行い、各学校 における情報モラル教育を推進するとともに、家庭でのルールづくり等について保 護者への啓発を進めます。

【警察】

- ・児童・生徒を対象として、インターネットの危険性や適切な利用方法を理解して もらうため、インターネット利用に起因する犯罪被害やその未然防止対策を内容と したネットトラブル防止教室を行います。
- ・保護者を対象として、最新の被害情勢や青少年有害情報フィルタリングサービスの利用促進などを啓発する教室を行います。
- ・主に中学生・高校生を対象とする運用型 LINE 広告(ターゲティング広告)を活用し、広告バナーからアクセスされる県警察ウェブサイトにおいて SNS に起因する 犯罪の危険性、被害の実態を周知し、被害防止対策を行います。
- ・児童、生徒及び保護者を対象として、SNS 等を通じた犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)による犯罪への加担や性被害等を防止する啓発資料を作成し、教育委員会等と連携し、県内の学校(小学校・中学校・高等学校)に対し周知しています。

(性犯罪・性暴力対策)

【環境生活部】

- ・小学生向けにプライベートゾーンの知識普及、中学生向けに相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」とその支援内容の周知、高校生向けに SNS 利用時の性被害防止と AV 出演被害防止救済法の周知啓発といった、年齢に応じた啓発チラシを作成、配布しています。
- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS 相談、付き添い支援等に取り組むとともに、関係機関等と連携しながら被害にあった子どもの心身の負担軽減と早期回復を図ります。また、認知度向上のための広報啓発を行います。

- ・「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」を令和7年度に策定するとともに、 認知度を向上させ、二次被害の防止など被害者等支援や性暴力被害防止に関する理 解を深め、性暴力のない三重県の実現に向けた気運を醸成するため、イベントの開 催など周知啓発に取り組みます。
- ・性暴力について県民が共通認識を持つことを促すため、三重県の性暴力の実態を 把握する基本調査を実施します。

【教育委員会】

- ・教職員による児童生徒性暴力等の早期発見・対応のため、「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を設置し、相談を受け付けます。
- ・学校において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう、「生命(いのち)の安全教育」を推進します。
- ・アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、回答内容をふまえて教職員が自らの言動を振り返り、生徒との関わり方を見直す機会を設けます。
- ・教職員の児童生徒への性暴力防止に向け、児童生徒が安心して過ごせる学校づく りを進めるためのオンデマンド教材を作成します。

【警察】

- ・恋愛感情に付け込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯等について、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護を図るとともに、子どもの性的搾取等事犯の取締りの強化を図ります。
- ・性犯罪被害者の精神的被害の回復、軽減に資する適切な対応を行うため、臨床心理士資格を有する職員により、少年育成支援官の専門的な知識・技能の向上を図る研修を行います。
- ・犯罪の被害者又は目撃者等の参考人となった子どもへの事情聴取に当たっては、 供述の信用性を確保しつつ精神的な負担軽減を図るため、警察、検察庁、児童相談 所が連携し、代表者一人が子どもと面接し、被害状況を聞き取る司法面接の取組を 推進します。
- ・司法面接を行う警察官の技能向上を図るため、専門的知識を有する大学教授等を 招致した研修会を開催するなど、被害者等となった子どもの負担がより一層軽減さ れる取組を推進します。

(通学路等の安全確保)

【教育委員会】

- ・自転車乗車時のスマホ利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けたイベントなどを通して、交通 法規の遵守や交通マナーに関する高校生の意識を向上させる取組を推進します。
- ・学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実

践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。

- ・通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。
- ・県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を推進します。

【警察】

- ・子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、子どもが安心して登下校をすることができるよう、警戒・パトロールを実施するほか、防犯ボランティア団体、事業者等の多様な担い手と連携した子どもの見守り活動や通学路における危険箇所の点検を行うなど、学校や通学路における子どもの安全確保に係る各種取組を推進します。また、退職した警察官等をスクールサポーターとして学校に派遣し、子どもの安全確保等に関する助言を行います。
- ・心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育として、幼児には、幼稚園・保育所、保護者等と連携して、紙芝居等の視聴覚に訴える教育手法を取り入れた交通安全教育を実施します。児童や中学生には、学校やPTA等と連携し、歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を実施します。高校生には、自転車等の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動するための交通安全教育を実施します。

【少子化対策課】

・図書類取扱店やカラオケボックス等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、条例の趣旨の周知を図るとともに、区分陳列履行や青少年の深夜入場禁止に対する協力を促し、有害な環境をなくすことを推進します。

【県土整備部】

・国の交付金等を活用し、県営公園内における防犯カメラの設置を推進します。

(防災対策)

【教育委員会】【防災対策部】

- ・子どもたちが災害時に適切な判断・行動をとることができる知識を身につけるため、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高め、専門的な知識やスキルを身につけるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣を通じ、防災教育の指導力向上を 図ります。
- ・家庭や地域と学校が連携して実施する防災訓練や防災に関する行事、体験型防災 学習等への支援に取り組みます。

<重点目標>

〇インターネットの適正利用のための啓発活動回数(講座、スマイルワーク、啓発 イベント等)

- ○通学路の安全対策が実施された箇所の割合
- ○家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合

<モニタリング指標>

OSNS に起因する事犯における被害児童数

重点的な取組3 子どもの権利に対する理解の向上

<5年後のめざす姿>

子ども条例及び子どもの権利に関し、保護者、学校関係者等及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会が充実し、子どもが権利の主体であることの理解が広がっています。

<現状と課題>

三重県子ども条例について、県民の 68%は「全く知らない」と回答しているほか、(令和6年度 e-モニターアンケート)子どもの権利(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)について、内容を知っている子どもの割合は、小中学生で約6%、高校生でも約14%と低い(みえの子ども白書 2024)状況となっています。

そうした中、児童虐待やいじめなどにより、自分らしく安心して生きる権利が奪われる子どもや、貧困やヤングケアラーなど、家庭の状況によって子どもの成長にとって欠かせない遊ぶ、学ぶ、体験する、休む権利が十分守られていない子どもがいます。

全ての子どもが豊かに育つための土台として、社会全体で子どもが権利の主体であることの意識を高める必要があります。そのために、県は、子ども条例及び子どもの権利について、保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身に学ぶ機会を提供し、啓発・教育を強化する必要があります。

<主な取組>

【少子化対策課】

- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べる パンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。
- ・子ども条例の内容や子どもの権利について、地域の団体、教員、保護者等に理解 を深めてもらうため、県内各地で学習会・研修会を開催します。

【教育委員会】

- ・令和7年3月に改定する「人権教育ガイドライン」により、子ども一人ひとりが 自らの権利を理解し、権利を行使できる力を育む教育を推進するとともに、教職員 研修会の中でその内容を周知します。
- ・公開授業等で、子どもたちが自らの権利を行使できる力を育む実践事例を発信できるよう取り組みます。
- ・教員を対象とした人権教育研修を実施します。また、全ての子どもの権利が尊重 されるよう、不登校の子どもや特別な支援の必要な子ども、ヤングケアラーへの支 援等に係る研修動画を配信します。
- ・県教育委員会が校種別に発行している人権学習指導資料に「子どもの人権」に関

わる学習展開例を掲載し、教職員向けの講座等で資料を活用した学習の進め方等を 発信します。また、各学校(小学校、中学校、県立学校)では、子どもの発達段階 に応じて、総合的な学習の時間などで、資料を活用した学習を進めます。

<重点目標>

- ONPO 等と連携して子どもの権利について啓発した人数
- ○「子どもの人権に係る問題」に関して学習を行った学校の割合

- ○子ども条例の内容について知っている県民の割合
- ○子ども条例の内容について知っている子どもの割合
- ○「子どもの権利条約」や「子ども条例」等、子どもの人権について理解している 教職員の割合

重点的な取組4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

<5年後のめざす姿>

子どもが自分らしく健やかに育つことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会が増えています。

<現状と課題>

(多様な学び、遊び・体験機会づくり)

SNSの普及等により、性を取り巻く環境が変化する中、子どもに対し、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の観点から、プレコンセプションケアを含む性や妊娠・出産等に関する正しい知識を広め、望まない妊娠や性感染症の予防、自分の将来を考えるライフプラン教育に取り組む必要があります。

ライフスタイルの変化によって、子どもが外に出て自然と触れ合う機会が減少しています。幼児期の子どもにとって、屋外での遊びや自然と直接触れ合う体験は、子どもの非認知能力の育成に効果があるとされており、令和5年9月に、県と一部の市町、保育士養成施設等の関係団体等によるネットワーク「みえ自然保育協議会」が設立され、自然保育の普及に取り組んでいます。

少子高齢化が進む中、子どもの育ちを見守り、応援したいと思う県民の割合が減少しているほか、小学生の地域行事への参加経験や地域への関心が減少・低下している状況です。

子どもを取り巻く環境が変化している中、居場所、体験機会、多様な人との関わりを通じて、自己肯定感や非認知能力が育まれるよう、子どもの豊かな育ちを支える取組を実施する必要があります。

(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

地域コミュニティが希薄化する一方、子ども食堂等の居場所は年々増加しており、 子どもの居場所に対するニーズも高くなっています。

子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援が必要です。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する子どもの居場所の活動に沿った人材育成の充実等を図るとともに、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組むことにより、さまざまな子どもの居場所のニーズに対応する必要があります。

(不登校の子どもへの支援)

不登校児童生徒は年々増加しており、学校に対する保護者や子どもたちの意識の 変化など、不登校の要因・背景は複雑化・多様化しています。

学校内外の専門機関等で相談や指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化に取り組む必要があります。

<主な取組>

(多様な学び、遊び・体験機会づくり)

【子どもの育ち支援課】

- ・価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。
- ・産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど、 思春期世代の性に関する現状や課題、支援方法等に関して啓発に取り組みます。
- ・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。

【少子化対策課】

- ・みえこどもの城の取組として、乳幼児とその親を対象とした音楽会、ふれあい遊びやファーストアート、助産師等専門家による相談会など、乳幼児の育ちの質を確保する取組を実施します。
- ・みえこどもの城の取組として、「サイエンスひろば」、若者主体の手法によるイベントや子どもたちが地域とともに行う季節イベントなど、子どもの主体性を育む取組を実施します。
- ・みえ次世代育成応援ネットワークをはじめとするさまざまな主体と連携し、オシゴトチャレンジミエキッズ (子どもの会社見学) など、地域の子どもたちに学びや体験の機会を提供する取組を実施します。

【農林水産部】

・農林漁業体験民宿の開業支援、体験指導者の育成などにより、県内受入体制の整備を促進し、子ども・学生のグループによる農山漁村地域でのふるさと体験活動を推進します。

【教育委員会】

・地域全体で子どもたちの成長を支える社会をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・ 体験活動等をはじめとする地域学校協働活動を支援します。

(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)

【少子化対策課】

- ・子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、アドバイザー派遣や勉強会の開催 等人材育成支援を行うとともに、子ども向け学習支援を行う団体や、スポーツや文 化、芸術等の子ども向け体験活動を行う団体を対象に、必要経費の一部を助成しま す。
- ・子どもの居場所の抱える課題や個々の"ニーズ"と、地域で子どもの居場所の活動を支援したいと考える企業等の"シーズ"を見える化し、双方をマッチング・コ

- ーディネートすることで、子どもの居場所の抱える課題の解決やニーズを満たし、 子どもの居場所の運営を支援します。
- ・子ども食堂やフードバンク、フードパントリーを実施する団体等を対象に必要経費の一部を助成するとともに、朝食の提供を実施する子ども食堂等運営団体を対象に必要経費の一部を助成します。
- ・子どもの居場所運営団体や市町等を対象とした中高生世代の居場所づくりの必要性についてのセミナーを開催します。
- ・不登校児童生徒の居場所づくり支援として、フリースクール等民間施設運営団体 への運営補助を行います。
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。

(不登校の子どもへの支援)

【教育委員会】

- ・子どもたちへの相談支援体制を強化するため、不登校児童生徒支援の中核となる 県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワー カーを配置するとともに、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登 校支援を進めます。また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、各教育支援センター に対して助言を行います。
- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。
- ・不登校児童生徒が安心して学習したり、相談支援を受けることができる環境を整備するため、市町等教育委員会が行う校内教育支援センターの設置や指導員の配置 を支援します。
- ・学校生活や友人関係などでつまずいたり、思うようにいかなかったりする状況に 直面した場合、しなやかに受け止め、乗り越えていけるよう、ソーシャルスキルト レーニングの手法を取り入れたレジリエンス教育に取り組みます。
- ・フリースクール等で学ぶ子どもたちの体験活動等の支援や、対象フリースクール を利用する経済的事情がある子どもたちへの支援を行います。

【環境生活部】

・不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクールを利用する私立学校の 児童生徒等への経済的な支援を行います。

<重点目標>

- ○子どもが主体的に参画するイベントの数
- ○子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校

や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数

〇不登校を含む長期欠席者が 40 人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数

- ○思春期教室・相談事業を実施している市町数
- ○不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談をした割合

重点的な取組5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

<5年後のめざす姿>

貧困など困難な環境にある子どもやその家庭に対し、学習支援や生活支援、保護者に対する就労支援などの取組が進んでいます。

<現状と課題>

(貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援)

令和4(2022)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、我が国の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査の平成30(2018)年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分(貧困線)に満たない状況にあります。

また、ひとり親家庭の約半数(44.5%)が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り 巻く環境が依然として厳しい現状があります。加えて、家庭の経済状況にかかわら ず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならず、時間に ゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。

こうした困難な環境にある保護者に対する職業訓練や就職のあっせん等、一人ひとりの希望や適性に応じてきめ細かく就労支援を行うほか、子どもの学習を含めた教育に係る支援、日常生活の支援、養育費の確保に関する支援や児童扶養手当による支援に取り組む必要があります。

ひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、子どもの貧困の解消およびひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた各種の取組を推進していく必要があります。

(ヤングケアラー支援)

令和5 (2023) 年度の「三重県子ども条例に基づく調査」によると、自身をヤングケアラーにあてはまると思う割合は、中学生、高校生ともに1%未満となっています。ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であること、さらには本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であったとしても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラー支援にあたっては、早期の実態把握、途切れない支援が必要です。 そのためには、子どもに関わる機会のある関係者が、ヤングケアラーについて理解 を深めることが重要です。また、ヤングケアラーの置かれている状況は様々である ため、実際の支援を検討するためには、関係機関の連携が不可欠です。

<主な取組>

(貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援)

・学校を地域に開かれた、そして地域に広がっていくプラットフォームと位置づけ、 スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習支援、 関係機関のネットワーク構築に取り組みます。また、家庭の経済状況や環境等に関 わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済 的負担を軽減するとともに、学校生活を保障し、学校教育によって学力の格差を縮 小することによって、子どもの教育の支援を行います。

- ・貧困家庭やひとり親家庭の子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、 社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活 に関する支援を行います。特に、ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、 親子で過ごす時間を確保できる支援を強化します。
- ・子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本 的な改善が期待されることから、保護者への就労の支援を行うとともに、より安定 した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援も行 います。
- ・ひとり親世帯である母子家庭において、養育費の受け取りが適切に履行されていない現状を踏まえ、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化します。また、児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童に対して経済的支援を行います。
- ・生活ストレスの増大や孤立化によりヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が 増すことを考慮し、要保護児童対策協議会や支援体制整備事業を通じて、関係機関 が情報を共有し、子どもを含む家庭全体に多面的な支援を提供します。

【教育委員会】

- ・高等学校等の生徒に対する修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。
- ・就学支援金や奨学給付金を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。

【環境生活部】

- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

(ヤングケアラー支援)【家庭福祉・施設整備課】

- ・ヤングケアラー支援の実践力向上に向けた研修を実施するほか、ヤングケアラー・コーディネーターによる、関係機関からの情報集約や相談に対する支援・助言および他の機関へのつなぎ等を行います。
- ・学校や市町等の関係機関との連携および情報共有が促進されることを目的とした アセスメントシートを作成し、普及・活用することでヤングケアラーに適切な支援 が早期に届く体制の整備を進めます。
- ・子ども・若者育成支援推進法の改正をふまえて、高校生世代から 30 歳までのヤングケアラーの実態を把握するために広域調査を実施し、支援体制の構築に向けた検討を進めます。

<重点目標>

- ○ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録 する人数
- 〇三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件 数
- ○養育費を受給している割合

- ○ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する 市町数
- ○子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数
- 〇子どもに対してヤングケアラーの実態調査を実施したことがある市町数

重点的な取組6 社会的養育の推進

<5年後のめざす姿>

全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、 子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の多機能化などの取組が進むととも に、自立に向けた支援が充実しています。

<現状と課題>

児童養護施設及び乳児院は地域の子育て機能を担う重要な資源であることから、 地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センター の設置などの多機能化・機能転換を促進する必要があります。

また、里親支援センターの整備等による新たな里親登録者の増加や里親支援の充実に取り組む必要があります。

さらに、施設において必要な人材の確保や職員の資質向上に取り組む必要があります。

社会的養護経験者の自立に向けて丁寧なサポートが必要であるため、孤立させない居場所をつくるなど切れ目なく隙間のない支援に取り組む必要があります。

<主な取組>【児童相談支援課】

- ・里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除 後の支援までを行う里親養育包括支援体制(フォスタリング機関)による里親支援 に取り組むとともに、フォスタリング機関が早期に里親支援センターへ移行される よう支援します。
- ・児童養護施設及び乳児院における地域の実情に即した多機能化・機能転換を促進するとともに、入所施設の強みを十分に発揮し空きスペースを活用したショートステイや自立支援事業などの取組を支援します。
- ・施設の職員等の現状を把握するとともに、職場環境や処遇など雇用環境の改善に向けた積極的な取組について調査・研究を行い、支援策を検討します。
- ・児童養護施設等に入所している高校生が将来に希望を持つことができるよう、進学に向けた学習支援を実施するとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証 に対する補助を行います。
- ・施設等における自立支援体制を充実させるとともに、措置解除後のアフターケア の環境を整備します。

<重点目標>

○施設退所後又は里親委託解除後3年後の就労の状況と進学の状況

- ○要保護児童対策地域協議会の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計
- ○保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率(再分離率)

重点的な取組7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

<5年後のめざす姿>

特別な支援や配慮が必要な子どもへの一人ひとりの特性に応じた適切な支援や 指導が充実しています。

<現状と課題>

(発達支援)

発達支援が必要な子どもに対しては、専門性の高い医療、保健、福祉、教育等が連携した支援を行うとともに、その後のフォローアップや継続的な診療体制の整備が必要です。また、身近な地域における支援体制の充実にも取り組む必要があります。

(医療的ケア児への支援)

日中活動の場や短期入所(レスパイト)先として医療的ケア児を受入可能な障害福祉サービス等事業所の不足やサービス提供時間が短いなど、医療的ケアが必要な障がい児およびその家族が地域生活を行う上で必要な支援が充分ではない現状があります。

疾病や障がいを早期に発見し適切な治療を行うため、地域医療体制等の充実を図るとともに、必要な医療やリハビリテーションが受けられることにより、障がいの 予防や軽減につなげることが必要です。

(特別支援教育の推進)

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの数が増加していることから、市町教育委員会と連携し、適切な指導・支援が行えるよう確実な支援情報の引継ぎなど、早期からの一貫した支援を進める必要があります。また、特別支援教育に係る研修を実施し、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成する必要があります。

交流および共同学習にあたっては、障がいの有無に関わらず子どもたちが活動しやすい環境を設定するために合理的配慮を提供する必要があり、特別支援学校と交流先の小中学校との十分な連絡、調整ができるよう、市町教育委員会および小中学校に働きかける必要があります。

学校在学中と卒業後で支援が途切れることのないよう、教育と福祉・雇用との連携をさらに進める必要があります。また、卒業後も地域の中で自分らしくいきいきと生活していくことができるよう、キャリア教育の一層の充実および文化芸術活動や地域行事への参加などを通して、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発に努める必要があります。

(外国につながる子どもへの支援)

日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校の割合が全国的に

みて高く、今後、外国人児童生徒の数はさらに増加することが見込まれます。また、 外国人児童生徒の国籍や使用言語の多様化が進んでいます。

日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱える外国人児童生徒や、進路決定ができないまま学校を卒業したり、中途退学したりする外国人児童生徒もいます。こうしたことから、一人ひとりの文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことなどから生じる不安や悩みに寄り添って対応するとともに、学びの継続や希望する進路の実現に向けた支援を推進する必要があります。

<主な取組>

(発達支援)【児童相談支援課】

- ・県立子ども心身発達医療センターにおいて、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援が必要な子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。また、入退所時等の関係機関(児童相談所、学校、市町、医療・福祉施設等)との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等により、家族支援を充実していきます。
- ・小児科医等を対象とした連続講座の開催等により、発達支援の必要な子どもが身 近な地域において適切な支援が受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。

(医療的ケア児への支援)

【障がい福祉課】

- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者や保護者等からの相談対応、支援者への支援、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員や保育所等の看護師等を対象とした研修を実施します。
- ・各地域ネットワークの活動支援や相互連携、重症心身障がい児・者を受け入れる 病院との連携など、医療的ケア児・者への支援体制を強化し、地域での受け皿整備 を進めます。

【教育委員会】

- ・通学にかかる保護者負担のさらなる軽減と医療的ケアが必要な子どもたちの学習 を保障するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗する通学支援を実施します。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう研修会の実施により教職員の専門性の向上や、校内サポート体制の充実を図ります。

【医療】

・小児在宅医療について、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期体制について、関係機関と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。

(特別支援教育の推進)

【教育委員会】

- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。 ・子どもたちが障がいの有無に関わらず、経験を深め、社会性や豊かな人間性を身につけるとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めます。
- ・高等学校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者との相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置するとともに、通級による指導を担当する教職員への研修を実施します。
- ・高等学校の通級による指導において、自己理解やコミュニケーション能力向上を 図るための指導の改善に向けた取組を進めます。
- ・特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援します。また、キャリア教育サポーター等を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施します。

(外国につながる子どもへの支援) 【教育委員会】

- ・学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、県内全域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。
- ・外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援 や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ 語等)および日本語指導アドバイザーを県立高等学校に配置するとともに、新たに 日本語指導アドバイザーを夜間中学校に配置します。
- ・特別支援学校に通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

<重点目標>

- ○地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)
- ○医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数
- ○特別支援学校における交流および共同学習の実施回数

<モニタリング指標>

〇日本語指導が必要な子どもたちに対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育 を計画的に行っている学校の割合

重点的な取組8 子どもの意見表明及び社会参画の促進

<5年後のめざす姿>

子どもが意見表明する機会やその意見が子ども施策に反映される事例が増える とともに、子どもが多様な社会活動に参画できる仕組みづくりが進んでいます。

<現状と課題>

子どもの意見表明とその尊重は子ども条例の基本理念の一つであり、大人が意見を聴いてくれる子どもは、自己肯定感が高いことが分かっています。

子どもが意見を表明する機会はあるものの十分でなく、意見を子ども施策に反映する仕組みも整備されていません。さらに、子どもが意見を表明するために必要な子ども施策に関する情報が、子どもに分かりやすく提供されていません。

子どもの意見表明を進めるために、意見を表明しやすい環境づくりや専門人材を 活用した意見表明に対する支援が必要です。

また、社会的養護下にある子どもなど、意見の表明が困難な状況にある子どもの 視点に立った取り組みが必要となります。

<主な取組>

【少子化対策課】

- ・子どもの意見表明を推進するとともに、その意見を子ども施策に反映するため、 アンケート、オンライン、対面の3つの方法で子どもの意見を広く聴き取る仕組み 「キッズモニター+ (プラス)」を運営します。
- ・当事者である子どもの意見を聴き取り、県の子ども施策に反映していくため、新 たに子どもだけで構成する会議体を設置します。
- ・子どもの意見を聴き取る際は、意見表明支援員をファシリテーターとして参加させるなど、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- ・県の子ども施策に関わる全ての所属に、こども基本法や子ども条例で定められた子ども施策への子どもの意見の反映など、新たな視点・考え方を共有し、全庁的な 意識改革を進めます。

【児童相談支援課】

- ・子どもの権利擁護コーディネーターを配置するとともに、児童相談所一時保護所 や一時保護専用施設、児童養護施設などにアドボケイトを派遣します。
- ・児童相談所や児童養護施設等職員のアドボカシーへの理解を深めるため研修会を開催します。

【教育委員会】

- ・学校生活や社会をよりよくするためのルールや課題解決策を、自分たちで考え、話し合うことで、社会参画意識を高めるとともに、自分の力で現実の社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、子どもたちに差別を解消 し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重さ

れる三重をつくるこどもサミット」を開催します。

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を活用し、 教職員の「子どもアドボカシー」への理解を深めます。
- ・教職員が子どもに寄り添い、意見表明や社会参画を促すことができるよう、自己 肯定感を育む方法や子どもの活躍の場の作り方などを学ぶ研修を実施し、教職員の 資質向上を図ります。
- ・県立校長会や生徒指導担当が集まる会議において、校則の見直しの際は生徒や保護者等から意見を聴取することや、校則を見直す場合の手続きの過程を校則等に示しておくなど、校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組を行うよう周知します。

<重点目標>

- ○県が設けた子どもの意見表明の機会の回数
- ○子どもの意見が県の施策に反映された数

- ○県立高等学校において、校則を見直す際に生徒から意見を聴取した割合
- 〇地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそう と考える高校生の割合

重点的な取組9 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援

<5年後のめざす姿>

子どもを安心して産むことのできる環境や、心身のケアや経済的支援を受けなが ら子育てができる環境が整備され、子どもが健やかに育っています。

<現状と課題>

(妊産婦、乳幼児ケア)

妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長するためには、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が、必要な時に必要な支援を受けることができる環境づくりが重要です。

共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、妊娠・出産・育児に対する不安や負担を抱えている妊産婦やその家族に対する支援の重要性はますます高まっており、伴走型の相談支援や、産後うつや新生児虐待等の予防に向けた産後ケアの充実も求められており、支援を必要とするすべての人にサービスを提供できる体制の整備が課題となっています。

また、多胎児の育児に関する不安への支援など、各市町単位での対応にとどまらず、広域的な支援が求められる課題もあります。

困難を抱える若年妊婦においては、支援のニーズが多様であり、かつ、母体の危険性などに配慮した緊急的な対応を求められることがあるため、本人の意思を尊重しながらも、適切な機関が緊密に連携して支援を行うことが求められます。

(周産期医療体制の確保)

本県における分娩取扱医療機関の数は、分娩件数の減少や医師の高齢化などにより減少傾向にあります。また、国において、出産費用(正常分娩)に対する保険適用の導入が検討されるなど、分娩取扱医療機関を取り巻く環境が変化する中、地域において安全で安心して妊娠・出産できる体制の確保が必要です。

(仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)

仕事と子育ての両立について、育児休業や、育児休業復帰後における短時間勤務など柔軟な働き方にかかる制度の整備が国において進んでいるものの、中小企業等ではさまざまな事情から制度が活用しづらいという声もあります。

こうした現状において、出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、 制度が活用しやすい風土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりを進める必要 があります。

共働き世帯の増加や家族構成の変化に伴い、子育てと仕事の両立支援や男性の育児参画の重要性が増しています。男性の育児休業取得率は上昇しているものの、依然として女性と比べて低い水準にあることから、「ワンオペ育児」の解消や職場環境の整備を進めるため、男性の育児参画を促進する取り組みが引き続き必要です。

(子育て家庭への経済的支援)

令和5年度に県が実施したアンケート調査では、高校生の保護者における子どもについての不安や悩みとして、「子どもの成績や進学」に次いで「教育費」と回答した割合が高くなっており、家庭の経済状況にかかわらず、多くの保護者が子育てに関する経済的な不安を抱えている状況です。

<主な取組>

(妊産婦、乳幼児ケア)

【子どもの育ち支援課】

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣するなど、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援します。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図り、相談支援をはじめ心身のケア や育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行います。
- ・県が広域での多胎教室や多胎家庭の交流会を開催することにより、市町事業の均 てん化を図り、切れ目のない支援につなげます。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたり不安を抱える方々に対し寄り添い、健やかな育児につなげられるよう LINE 相談による支援を行います。
- ・県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を一元的に把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有することで、関係機関との連携を強化し適切な支援につなげます。また、軽中度難聴児にかかる補聴器購入助成を行います。

【家庭福祉・施設整備課】

・困難を抱える若年妊婦や特定妊婦に対して、「子育て」と「困難女性」の両面を 捉えた相談支援を実施します。また、母子生活支援施設において、母子に対する心 理面でのサポートを実施します。

(周産期医療体制の確保)【医療保健部】

- ・地域において安全で安心して出産できる体制を確保するため、施設・設備の整備 を実施する分娩取扱施設を支援するとともに、さらなる支援策についても検討を進 めます。
- ・今後、出生数の減少が見込まれている中で、安全で安心な分娩が可能な体制を確保できるよう、医療関係者や関係団体等との協議、検討を進めます。
- ・リスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療、入院を必要とする小児の重 症患者の受入体制を確保するため、周産期母子医療センターや、小児救急医療拠点 病院の運営を支援します。
- ・周産期死亡率のさらなる改善に向け、周産期医療に係るネットワーク体制の構築 や多職種連携のための研修会等を開催し、安心して産み育てることができる環境づ くりを推進します。

(仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)

【雇用経済部】

- ・出産・育児にかかわらずキャリアを継続できる制度整備、制度が活用しやすい風 土醸成を含めて、誰もが働きやすい職場づくりのためのセミナーや専門家派遣等を 行います。
- ・「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を通して、誰もが働きやすい職場づ くりを促進するとともに、取組の横展開を図ります。

【医療保健部】

- ・「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定、認定企業に対する補助金および「三重とこわか健康経営大賞」の表彰を通して企業における健康経営を促進します。
- ・「三重とこわか健康経営カンパニー」認定企業の拡大に取り組み、企業間の情報 交換等の場を設定することで取組の横展開を図ります。

【少子化対策課】

- ・企業での育児休業取得がより一層促進され、男性の育児参画が進むよう、企業が 自社で社内研修を実施するための資料を作成するとともに、資料の活用方法や、男 性の育休取得促進に関する優良事例等を紹介するセミナーを実施します。
- ・男性の育児参画の質の向上に向けて、育児のノウハウ習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けた啓発を行います。

(子育て家庭への経済的な支援)

【教育委員会】

- ・高等学校等の生徒に対する修学奨学金の貸与により、経済的な理由で修学が困難 な生徒を支援します。(再掲)
- ・就学支援金や奨学給付金を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の 軽減を図ります。(再掲)

【環境生活部】

- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金等の支給を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人に対する助成を拡充するとともに、奨学給付金の支給等を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)

【医療保健部】

・市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。また、現物給付に係る市町補助について、対象年齢の拡大に取り組みます。

<重点目標>

- ○母子保健コーディネーター養成数(累計)
- ○多様な就労形態を導入している県内事業所の割合

- ○乳幼児健診の受診率
- 〇男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))
- 〇妊産婦死亡率(出産 10 万対)

重点的な取組10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

<5年後のめざす姿>

子どもを安心して預けられる体制が整備され、子どもの豊かに育ちに向けて、幼児教育・保育の質を高める取組が進んでいます。

<現状と課題>

県では、三重県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、市町が教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・ 子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策に取り組ん でいるところです。

保育所等及び放課後児童クラブについては、女性就業率の高まりや共働き世帯の 増加等により、高いニーズがあり、いずれも待機児童の解消には至っていない状況 です。

また、保育士や放課後児童支援員の不足等の理由により、受入れができないケースも発生しており、保育士や放課後児童支援員等の確保、施設整備の両面において、 市町への支援を進めていく必要があります。

さらに、量の確保のみならず、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員 等資質向上研修など、従事する職員の資質向上のための研修を実施し、保育の質の 向上を図るとともに、職員の処遇改善や職場環境の改善にも取り組む必要がありま す。

幼稚園等と小学校等は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。

<主な取組>

【子どもの育ち支援課】

- ・待機児童の解消に向けた保育士確保のため、保育士をめざす学生等への就学資金 等の貸付や潜在保育士の就労促進等に取り組みます。
- ・保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため保育所等 の実習生指導担当者を対象とした研修を行います。
- ・保育士の業務負担の軽減を図るため、保育補助者の雇上げ等を行う保育所への補助や、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所等への支援を行います。
- ・待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、保育士を加配して低年齢児の受 入れを行う私立保育所等に補助を行います。
- ・地域の子育て支援を担う人材の育成と専門性を高めるため、子育て支援員研修、 保育士の資質向上、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等を実施します。

- ・病児保育事業や地域子育て支援拠点事業など、地域の実情に応じたさまざまな子 ども・子育て支援の取組を実施する市町に対して補助を行うとともに、病児保育施 設・児童厚生施設(児童館)の整備に対して補助を行います。
- ・放課後児童クラブの運営や施設整備等に対する補助や放課後児童クラブの利用料 の減免を行う放課後児童クラブへの助成を行う市町に対する補助を行います。
- ・地域住民等の協力を得て、放課後や週末等に学校等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」が安定的に実施できるよう市町に対し運営費等を支援します。(再掲)
- ・「みえ自然保育協議会」の構成員や関係団体、市町等と連携して、自然保育に関する研究を進めるとともに、自然保育の導入に向けたガイドラインを作成することで、自然保育を導入する保育所等を増やしていきます。(再掲)

【教育委員会】

・幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行うとともに、市町が行う公立幼稚園のICT環境整備を支援します。幼保小の円滑な接続に係る協議会を設置し、幼保小接続の手引きの改訂を行います。

<重点目標>

- ○県が実施する保育士等キャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)
- ○保育所等の待機児童数
- ○放課後児童クラブの待機児童数

- ○放課後児童クラブ設置数
- 〇待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて保育士を加配している私立保育 所等に補助を行う市町数
- ○幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数

重点的な取組11 若者への支援

<5年後のめざす姿>

若者が就労や結婚、妊娠など希望に沿った支援を受けることができ、将来の見通しを持ちながら、自分らしく社会生活を送ることができるための取組が進んでいます。

<現状と課題>

(就労支援)

三重労働局の調査によると、令和6年3月に三重県内の大学を卒業した者の就職率は、95.6%と前年同月と比べ0.1ポイント上回りました。また、令和6年3月の高校新卒者の就職率は99.7%と前年同期に比べ0.1ポイント上回るなど、県内の雇用環境は改善されています。

しかし、令和6年度に入ってからも、タイムリーな就職活動情報を得られず、就職活動の時期を逸した結果、就職が決まらないまま卒業する学生も存在することから、本県において若者の就職支援に向けた取組の継続が不可欠です。

若年無業者の就労に向けた課題は一人ひとり異なり、一律的な就労支援は効果が上がりにくく、それぞれの状態に応じた適切な就労支援が必要となります。

そのため、相談により利用者の状況を把握し、その人に応じたスキルアップ訓練、 就労体験や就職活動までの支援を組み立てて、一体的に支援をする必要があります。

(出会い支援)

県が実施した県民へのアンケートにおいて、「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚の方の結婚していない理由として最も多かったのは「出会いがない」、次いで「理想の相手に出会えていない」でした。

国立社会保障・人口問題研究所の第 16 回出生動向基本調査によると、近年、SNS、ウェブサイト、マッチングアプリ等のインターネットを通じて出会い、結婚に至る割合が高まっています。

こうしたことをふまえ、出会いの機会を増やすとともに、結婚を希望する方に寄り添いながら相談支援を行う体制を充実させる必要があります。

また、民間調査によると、マッチングアプリ利用者の過半数が「トラブルや困ったことがある」と回答しているため、結婚を希望する人が安全・安心に婚活に取り組めるように支援する必要があります。

(不妊への支援)

不妊・不育症に悩む夫婦や、将来子どもを産み育てることを望む若年世代のがん 患者などが、経済的な理由等で治療をあきらめることなく、妊娠・出産についての 希望がかなえられるよう、経済的支援や相談体制の整備、仕事との両立支援等の取 組を推進する必要があります。

(ひきこもり支援)

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」であり、内閣府が令和4年に実施した調査により報告された「広義のひきこもり」の出現率に、県の人口を乗じて算出すると、県内には約2万人(15歳以上39歳以下の推計値は8,190人)のひきこもり当事者がいると推計されます。

県内では、全ての市町において相談対応窓口が設置されるとともに、ひきこもり 当事者が利用できる居場所の数が増えるなど、支援体制の整備が進んできています。

一方、令和6年8月に実施した「三重県ひきこもりに関する実態調査(アンケート調査)」によると、アンケート調査に回答した当事者の約半数は支援につながっていませんでした。また、社会全体のひきこもりに関する理解不足や社会資源が不十分といった声があがっています。

当事者やその家族が、早期に必要な支援につながるよう、市町等の関係機関と連携し、県全体で切れ目のない包括的な支援体制をより一層充実させる必要があります。

<主な取組>

(就労支援)【雇用経済部】

- ・三重労働局等と連携し、「おしごと広場みえ」を拠点として、就職相談や各種セミナーの開催、県内企業と若者とのマッチングを図るなどオンラインサービスを活用しながら、ワンストップで総合的な就労支援を実施します。
- ・就労など自立に課題を抱える若年無業者に対して、地域の企業等で就業するため に必要な知識や技術を修得させるため、パソコン講座や就労に向けたスキルアップ のための訓練などを行います。

(出会い支援)【少子化対策課】

- ・みえ出逢いサポートセンターにおいて、きめ細かな相談支援や情報提供を行うほか、市町等によるイベント等の開催支援や、市町と連携した地域における広域的な出会いの機会の創出に取り組みます。
- ・結婚を希望する方が自身でお相手を探すことができるマッチングシステムを導入し、利用者の増加やビッグデータ(A I)の活用によりマッチングを促進するとともに、利用者の希望に応じて結婚支援ボランティアが支援を行うサポーター制度を構築します。
- ・インターネット型婚活の普及などをふまえ、若い世代が安心・安全かつ効果的な 婚活に取り組めるよう啓発を行います。

(不妊への支援)【子どもの育ち支援課】

- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、助成回数の上乗せや保険 適用外となった先進医療への助成について市町と連携して取り組むとともに、不育 症についても検査費用や治療費に係る助成を行います。
- ・三重県不妊専門相談センターにおいて看護師や助産師等による専門相談を行うと

ともに、不妊ピアサポーターを活用した、身近な地域での当事者同士の交流会を実施し、傾聴による寄り添い型支援を行います。

- ・不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定に基づき、経営や人事労務に関わる方、労働団体、医療福祉関係者などの企業関係者に向けた「働きやすい職場づくり応援セミナー」の開催等により、不妊治療と仕事の両立を推進する気運の醸成に取り組みます。
- ・小児および思春期・若年(AYA世代)のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法(凍結に係る治療)および温存後生殖補助医療による治療を受けた際の費用を助成します。

(ひきこもり支援)【地域福祉課】

- ・ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるよう、ひきこもりについて の正しい理解を深める啓発活動等を進めるとともに、あらゆる媒体を活用し、支援 機関から積極的に情報発信を行います。
- ・ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、 支援者のスキルアップ等に取り組みます。
- ・ひきこもり当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、オンライン会議アプリ を活用した電子居場所を開設するとともに、ひきこもり当事者が安心して利用でき る居場所を増やすため、市町等と連携し、多様な居場所づくりに取り組みます。

<重点目標>

- ○マッチングシステムによるマッチング数(累計)
- ○「おしごと広場みえ」の利用者数

- ○不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合
- ○ひきこもり当事者のための居場所数

第5章 子ども施策全般に係る取組

第1節 ライフステージ別の取組

(1)子どもの誕生前から幼児期まで

(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

- ・不妊症・不育症に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- ・周産期医療体制の整備
- ・産前産後の支援の充実と体制強化
- ・出産・子育て応援交付金の推進
- ・新生児マススクリーニング検査の拡充に向けた検証の推進及び新生児聴覚検査に 関する取組の推進
- ・乳幼児健診の推進
- ・特定妊婦等に対する支援の強化

(子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実)

- ・「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
- ・病児保育の促進
- ・幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進
- ・幼児教育の推進体制の構築
- ・幼児を安心して、かつ、質の高い環境で育てるための環境整備の推進
- ・医療的ケア児保育支援事業の実施
- ・家庭支援推進保育事業の実施
- ・保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善
- 保育現場の負担軽減
- ・職員配置基準の改善

(2) 学童期・思春期

(子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

- ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・次世代校務DXの推進
- ・学校における1人1台端末活用の促進
- ・改訂版生徒指導提要の周知
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- ・学校における道徳教育の推進
- ・体育の授業の充実・子どもの体力向上
- ・学校保健の推進
- ・学校給食の普及・充実、食育の推進
- ・食の指導充実に向けた取組の実施

・多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進

(居場所づくり)

- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・子どもたちの持つ多様な個性・才能・創造性を伸ばせる場の検証等
- ・放課後児童対策に係る取組の強化

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

- ・小児医療体制の整備
- ・小児医療における医療・保健・福祉の連携
- ・学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施
- ・性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援の推進
- ・予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等の推進

(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

- ・学校における主権者教育の推進
- ・高校生向け副教材の作成・配布
- ・主権者教育アドバイザーの派遣
- ・消費者教育の推進
- ・金融経済教育の充実
- ・学校におけるライフデザインに関する教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・学校における労働に関する教育の推進
- 労働法学習教材の提供等
- ・社会保障教育に関する教材の内容の充実・周知

(いじめ防止)

- ・いじめ事案への対応
- ・いじめ防止対策に関する審議会等の開催
- ・学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・ 実証
- ・いじめ調査アドバイザーの活用
- ・いじめ重大事態の収集・分析等

(不登校の子どもへの支援)

・多様な学びの場の確保に向けた取組

(校則の見直し)

・校則の見直し

(体罰や不適切な指導の防止)

・体罰や不適切な指導の防止

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

- ・地域若者サポートステーションにおける支援
- ・わかものハローワーク等における支援

(3)青年期

(高等教育の修学支援、高等教育の充実)

・学生のキャリア形成支援活動にかかる情報発信

(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

- ・学生の就職・採用活動支援
- ・わかものハローワーク等における支援等
- ・若者による地域づくりの推進
- ・地方への移住・定着等の推進
- ・企業等における女性の参画拡大

(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)

- ・伴走型の結婚支援等の推進
- ・結婚支援コンシェルジュの配置及びネットワークの強化

(悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

- ・相談体制の充実
- ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知
- ・悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等の周知

第2節 ライフステージを通じた取組

(1) 子どもが権利の主体であることの社会全体での共有等

(子どもの権利に関する普及啓発)

- ・子ども条例及び子どもの権利についての周知・啓発
- ・学校教育における人権教育の推進
- 人権啓発活動の実施

(子どもの権利が侵害された場合の救済)

・相談救済機関の調査、体制の充実

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

- ・幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの 100 か月の育ちビジョン) を踏まえた「遊びと体験」の推進)
- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に 基づく質の高い幼児教育・保育の推進
- ・児童館における遊びのプログラム実施
- ・農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進
- ・子どもの体験活動の推進
- ・学校における体験活動の推進
- ・自然体験等の体験の機会の確保・充実に向けた取組の推進
- ・森林教育の推進
- ・子どもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実
- ・読書活動の推進
- ・「健やか親子21」による普及啓発の推進
- ・食育の推進

(こどもまんなかまちづくり)

- ・公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化、子ども・子育て支援環境の充実化・導入
- ・子どもや子育て当事者の目線に立った公園づくり
- ・通学路等の安全性の確保
- ・子どもが親しめる水辺空間の実現

(子どもが活躍できる機会づくり)

- ・学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進
- ・留学生交流・教育の国際化の推進
- ・青年国際交流事業の実施による人材育成
- ・国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流

- ・持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
- ・学校における理数系教育の推進
- ・突出した意欲・能力を持つ子どもが最先端の探究・STEAM・アントレプレナ
- ーシップ教育を受けられる機会の創出
- ・アントレプレナーシップ教育(起業家教育)の推進
- STEAM教育の推進
- ・特定分野に特異な才能のある子どもに対する指導・支援
- ・ガイドブック・ポータルサイトの更新及び拡充
- ・高校及び大学等の修学支援制度について、広報、周知する取組の推進
- ・外国人の子どもへの教育の充実
- ・外国人に対する日本語教育等の推進
- ・外国人の子どもに関する状況調査の実施等

(子どもの可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消)

- ・教育を通じた男女共同参画の推進
- ・性的マイノリティの子どもに関する理解増進やきめ細かな対応の推進
- ・固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信

(3) 子どもへの切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

- ・プレコンセプションケアの推進
- ・成育医療等に関する相談支援、人材育成等の推進、普及啓発の促進
- ・学校健康診断情報の電子化の推進

(慢性疾病・難病を抱える子どもへの支援)

- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ・「こどもホスピス」に関する調査研究の実施

(4)子どもの貧困対策

- ・子どもの進路選択支援事業
- ・生活困窮者自立支援制度 子どもの学習・生活支援事業
- · 生活困窮者自立支援制度
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援
- ・ひとり親家庭に対する子育て・生活支援
- ・ひとり親家庭の就労支援
- ・義務教育段階の就学援助の実施
- ・高校生等への修学支援による経済的負担の軽減
- ・高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施
- ・子どもの生活支援の強化
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者に対する就労支援

- ・希望する非正規雇用労働者の正規化
- ・マザーズハローワークにおける就労支援
- ・相談支援体制の強化
- ・教育相談体制の充実

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

- ・経済的支援と質の高い支援の提供、地域における障害児支援体制の強化とインク ルージョンの推進
- ・専門的支援が必要な障害がい児への支援の強化
- ・障害がいの早期発見・早期支援
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組

(6)児童虐待防止対策と社会的養育の推進及びヤングケアラーへの支援

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

- ・こども家庭センターの体制整備
- ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援の提供
- ・一時保護施設の環境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等
- ・児童相談所の体制強化
- ・子どもの権利擁護の推進
- 一時保護時の司法審査の円滑な導入
- ・親子関係の再構築支援の推進
- ・性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携強化と能力 向上
- ・こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進
- ・業務効率化のためのICT化推進

(社会的養育を必要とする子どもに対する支援)

- ・里親等委託の推進
- 特別養子縁組の推進
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- ・児童養護施設等における人材育成
- ・自立支援の強化

(ヤングケアラーへの支援)

・ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報 啓発

(7)子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

(子どもの自殺対策)

・子どもの自殺予防・自殺対策の推進

- ・子どもの自殺の要因分析等
- ・「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進
- ・1人1台端末を活用した取組の促進
- ・電話・SNS等を活用した相談体制の整備
- ・一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備
- ・遺児への支援
- ・子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- ・子どもを含む幅広い世代のICTリテラシー向上
- ・子どもの情報活用能力に関する調査の実施、情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進
- ・SNS等に起因する性被害等防止対策の推進
- ・インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施 (子どもの性犯罪・性暴力対策)
- ・子ども性暴力防止のための総合的な取組
- ・子どもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化等
- ・性犯罪・性暴力に対する厳正な対処
- ・子どもの性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化
- ・生命(いのち)の安全教育の推進
- ・電話・SNS等を活用した相談体制の整備

(犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備)

- 有害環境対策の推進
- ・犯罪被害から子どもを守るための取組の推進
- ・子どもの非行・被害防止に向けた全国強調月間
- ・通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進
- ・子どもの事故防止に関する取組の推進
- ・非常災害対策
- ・防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進
- ・学校における安全管理の取組の充実及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働 による学校安全の推進
- ・CDR体制整備モデル事業の推進

(非行防止と自立支援)

- ・非行防止・相談活動等の推進
- ・関係機関・団体との連携
- ・いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底
- ・「"社会を明るくする運動"〜犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ〜」の一層の推進

第3節 子育て家庭への支援に関する取組

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・高等教育費の負担軽減
- ・児童手当の拡充
- ・子どもにとってより良い医療の在り方

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・地域子ども・子育て支援事業の推進、家庭教育支援の推進
- ・地域子育て相談機関の整備
- ・体罰等によらない子育てのための広報啓発
- ・一時預かり事業の実施

(3) 共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・男性の育児休業取得支援等を通じた共育ての推進
- ・育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の推進
- ・農業経営体等における女性が働きやすい環境整備
- ・女性が働きやすい環境の整備

(4)ひとり親家庭への支援

・ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実

第6章 計画を推進するために

第1節 庁内外の連携の確保

(1) 庁外の連携

子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら取組を 進めるとともに、さまざまな主体で構成される会議に取組の進捗状況等に関して報 告し、取組の改善方策等について検討いただきます。

(2) 庁内の連携

知事を本部長とし、子ども施策を所管する関係部局長等で構成する会議を開催し、「子ども施策への子どもの意見の反映」や「子どもの視点に立った情報の提供」など、子ども条例に基づく新たな視点・考え方を全庁で共有し、庁内の連携のもと各施策を推進していきます。

第2節 子どもの意見反映

子どもの意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保するという、子ども条例の基本理念に基づき、子どもに関する施策の当事者である子どもと対話する場を定期的に開催するなど、課題解決の方向性等について、子どもと共に考え、県の施策や事業へ反映させていきます。

第3節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、めざす姿の実現に向けた的確な進行管理に努めます。

また、取組の進捗状況等を県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じて 公表し、県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

(1) 計画 (Plan)

5年間の計画である本計画をもとに、環境の変化や取組の進捗状況をふまえ、次年度の取組を定めます。

(2) 実行(D₀)

三重県こども政策推進本部会議により庁内関係部局の連携を確保するとともに、 子育て、医療、教育等の関係機関・団体、企業、市町等の協力を得ながら具体的な 取組を展開します。

(3)評価(Check)

総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取

組の進捗状況について、三重県こども政策推進本部会議で総合的に評価を行った上で、さまざまな主体で構成される庁外会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

また、県の子どもに関する施策に反映していくため、子どもを構成員とする会議 体等を設置し、当事者である子どもの意見を広く聴取します。

(4) 改善(Act)

評価によって明らかになった取組の成果や課題、改善方策をまとめ、以後の取組 に反映させるとともに、その内容を県民の皆さんにわかりやすくお伝えします。

【毎年度の進行管理のスケジュールイメージ】 スケージュールを追記予定